

(5) 地域農業振興総合指導事業

1) 目 的

近年の農業・農村を取り巻く諸情勢の変化に伴い、兼業化や混住社会が振興し、農業生産の担い手の減少、あるいは農業生産環境の面で種々の問題が生じている。

これらの問題を地域の実情に即して解決し、豊かな地域社会づくりを進めるため、集落における自主的な活動を促進しつつ、農業生産の振興、農業構造の改善、農村環境整備及び農家生活の改善等、地域振興全般にわたる総合指導を行う。

2) 事業内容

① 総合指導推進事業

普及センター段階で、農業改良普及センターを中心とした関係機関・市町村農業協同組合等関係団体の実務担当者からなる総合指導制を整備し、農業生産の振興、農業構造の改善、農村環境の整備及び農家生活の改善等、各般にわたる総合的な集落の活動に対する強化を行う。

事業主体：県（各農業改良普及センター）

事業内容：ア．濃密指導集落または濃密指導生産組織等の選定

イ．総合指導チームの設置

ウ．総合指導の実施

（ア）濃密指導集落における重点指導の設定

（イ）集落座談会・重点課題対策検討会の開催

（ウ）情報資料の提供及び現地技術組立実証

（エ）活動実績の取りまとめ

② 集落リーダー育成事業

生産組織リーダー及び集落リーダーを対象に、生産活動・集落活動に関する企画・運営等について、現場の事例を基に研修を実施し、リーダーの育成を図る。

事業主体：県（営農推進課・各農業改良普及センター）

事業内容：ア．集落リーダーの選定

イ．研修実施計画の作成

ウ．研修の実施



集落リーダー中央研修会

